

デイサービスあき 運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社生き生きあさひかわが運営するデイサービスあき（以下「事業所」という。）が実施する、地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護事業および介護予防認知症対応型通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定め、デイサービスあき職員（以下「職員」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、心身の機能の維持、向上ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適切な認知症対応型通所介護事業および介護予防認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の認知症対応型通所介護事業の実施にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うものとする。
- 2 事業所の介護予防認知症対応型通所介護事業の実施にあたっては、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うものとする。
- 3 認知症対応型通所介護事業および介護予防認知症対応型通所介護事業の実施にあたっては、市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターと地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前各項他「旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（旭川市条例第30号）」および「旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（旭川市条例第33号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称および所在地）

第3条 事業を行う名称および所在地は次のとおりとする。

名 称 デイサービスあき

所在地 旭川市秋月3条2丁目28-26

（職員の職種、員数および職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（生活相談員兼務）

職員の管理および業務の内容を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて認知症対応型通所介護計画および介護予防認知症対応型通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明を行うものとする。

2 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者またはその家族の相談に応じるとともに、認知症対応型通所介護計画および介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行うものとする。

3 介護職員 2名以上

認知症対応型通所介護計画および介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、主として利用者の介護を行うものとする。

4 機能訓練指導員 1名以上

認知症対応型通所介護計画および介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行うものとする。

5 看護職員 1名以上

認知症対応型通所介護計画および介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、主として利用者の看護、健康管理を行うものとする。

（営業日および営業時間）

第5条 本事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで及び12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間は、8時30分から17時30分までとする。

3 サービス提供時間は、9時30分から16時45分までとする。

ただし、指定認知症対応型通所介護において、利用者の希望により、8時00分から9時30分または16時45分から22時まで延長サービスを実施する。

利用9時から12時間までは介護保険による延長加算にて対応する。

（認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護の利用定員）

第6条 本事業所の利用定員は、1日10名とする。

（認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護のサービス内容）

第7条 認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護のサービス内容は次のとおりとする。

1 生活相談・助言等

- 2 健康チェック
- 3 日常動作の機能訓練
- 4 食事サービス
- 5 入浴サービス
- 6 移動、排泄などの介護サービス
- 7 レクリエーション
- 8 送迎
- 9 延長サービス

（認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護の利用料およびその他の費用の額）

第8条 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割、2割または3割とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない場合は、食事代等の利用者負担分以外は10割負担とし、その合計額とする。

3 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

（1）昼食代（おやつ代を含む） 1日 700円

（2）日常諸費（おむつ、滅菌ガーゼ等） 実 費

（3）前号に掲げるもののほか、認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、管理者は、利用者またはその家族に対して事前に説明を行ったうえで、支払いの同意を受けなければならないものとする。

5 前各項の利用等の支払いを受けたときは、管理者は、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 本事業所の通常の事業の実施地域は、旭川市全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者および家族は、認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとする。

(緊急時における対処方法)

第 1 1 条 本事業所の職員は、認知症対応型通所介護事業および介護予防認知症対応型通所介護事業の提供を行っているときに、利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第 1 2 条 本事業所は、認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 発生した事故の状況および事故に際して講じた措置について記録を行うものとする。

3 賠償すべき損害が生じた場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束及び行動の制限)

第 1 3 条 本事業所は、利用者または他の利用者等の生命のまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

(非常災害対策)

第 1 4 条 本事業所は、非常災害に備えて、消防、風雪水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 本事業所は、避難訓練等の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めると共に、地域で実施される避難、防災訓練等の参加に努めるものとする。

3 本事業所は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、食料の備蓄等に努めるものとする。

(苦情解決)

第 1 5 条 本事業所は、提供した認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者およびその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 1 6 条 本事業所は、個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し個人情報の保護に関する法令、その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守するものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第17条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催する。

(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

(その他の運営に関する事項)

第18条 本事業所は、職員の資質向上のため、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア等の研修の機会を確保し、利用者および家族に対し適切な認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護が提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においても同様とする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は合同会社生き生きあさひかわ代表社員と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成26年8月1日から施行する。

この規程は平成26年8月26日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規定は平成30年8月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。